



## 旅費明細

※京都市内移動は定額払(500円)、京都市以外の移動は電車賃等実費としている場合の例

※原則、公共交通機関を利用した経費とします。

※例外的に、公共交通機関での移動が不可能である区間については、経路の地図を添付の上、実費を1kmあたり37円で計算して申請してください。(ガソリン代は認められません。)

	旅行日	氏名	用務内容	用務先	出発地	予算額(A)	合理的な経路	実費額(B)	補助対象経費(C)
1	2.7.22	都 太郎	〇〇の打ち合わせ	京都テルサ	円町	500	市バス(円町～九条車庫)	440	440
2	2.7.25	京 花子	〇〇ワークショップ	京都テルサ	北山	500	地下鉄(北山～九条)	560	500
3	2.7.28	南 大介	〇〇打ち合わせ	京都テルサ	新田辺	780	近鉄(新田辺～東寺)	780	780
4	2.7.29	東 京子	〇〇打ち合わせ	伊根町	宮津市	1000	別添地図のとおり(31km)	1147	1000
合計						1780			2,720

予算>実費の場合、補助対象経費=実費・・・差額は補助対象外経費に計上

予算<実費の場合、補助対象経費=予算

予算=実費の場合、補助対象経費=予算=実費

## 【予算】旅費明細

	旅行予定日	氏名	用務内容	用務先	出発地	予算額(A)	合理的な経路	実費額(B)	補助対象経費(C)
1									
2									
3									
4									
5									
合計						0			0

## 【予算】支出内訳（需用費、原材料費、備品購入費）

	品名	単価	個数	予算額
1				0
2				0
3				0
4				0
5				0
6				0
7				0
8				0
9				0
10				0
11				0
12				0
13				0
14				0
15				0
16				0
17				0
18				0
19				0
20				0
合計				0

### 【備品購入費について】

**舞台芸術活動の場の提供を行う京都府内の民間施設の運営者に限り、映像配信に必要な機材の導入経費については、3万円以上であっても補助対象経費として認めます。（リース契約の場合には、補助対象事業の実施期間分の経費を計上してください。）**

ただし、以下の①～③に留意して申請してください。

① 令和元年度に、反復継続的に、音楽、演劇、伝統芸能、上方演芸、舞踊等の舞台芸術活動の場を提供してきた実績がある申請者だけが対象です。

② 事業期間内に、広く府民に公開された形で公演等の配信を行い、府に対する実績報告書に、配信の実施概要を記載してください。

③ 5年を経過するまでの間、京都府知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供しないこと。

また、購入備品は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまで、財産管理台帳（参考様式）その他関係書類を整備のうえ、保管すること。

### 【予算】支出内訳（役務費、委託費、企画制作費）

	作業内容	予算額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
	合計	0

### 【予算】支出内訳（使用料）

	使用日・使用期間等(予定)	使用施設・権利等	予算額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
合計			0